

いわき市潮学生寮 寮生活のきまり

[いわき市潮学生寮事務局 (H26.4)]

潮学生寮は寮生による共同生活の場であり、寮生活が互いに快適なものとなるよう、一定の“きまり”を設けています。寮生は、これらのきまりを守りながら、健全かつ規律をもって、充実した学生生活を送りましょう。

1. 施設利用の注意

	項目	時間	注意事項	
(1)	事務室	8:30～17:00	各種届出、連絡等は緊急の場合を除いてこの時間内に。	
(2)	開門	6:30	開門前に外出する場合は前日までに舎監の許可を得ること。	
(3)	閉門 (門限)	23:00	やむを得ず門限に遅れる場合は、舎監に連絡すること。	
(4)	食事	朝食	6:30～9:00	・食事は必ず食堂でとること。 ・食器等は所定の場所に返却すること。
		夕食	18:00～21:00	
(5)	入浴	18:00～23:00	8月, 3月を除く月～土曜日。シャワーは24時間使用可。	
(6)	ミニキッチン	6:30～23:00	火気の取扱いに気を付け、使用後は各自責任を持って片付けること。	
(7)	食堂	6:30～21:00	時間外に使用するときは舎監の許可を得ること。 その場合でも23:00までを限度とします。	
(8)	洗濯室	7:00～23:00	23:00以降の使用は出来ません。	
(9)	学習室	7:00～23:00	23:00以降の使用は出来ません。	
(10)	卓球室	7:00～22:00	22:00以降の使用は出来ません。	

2. 外泊

- (1) 外泊する場合は、外出する前までに届け出ること。
- (2) 外泊予定に変更が生じた場合は、速やかに連絡をしてください。

3. 居室訪問及び来客 (保護者等以外の者)

- (1) 来客があった場合は、必ず舎監に申し出、舎監の指定する場所で応接してください。
なお、面会時間は原則9:00～17:00とします。
- (2) 来客者の宿泊は認めません。
- (3) 来客者を居室へ招き入れることは絶対にしないこと。(防犯・火災予防のため)
なお、居室に入室させた場合は処分対象となります。

4. 電話

- (1) 事務室を通じたの電話は、保護者等からの緊急の連絡以外は取次ぎません。
- (2) 不在の場合の緊急連絡は、各自のメールボックスにその旨のお知らせを貼るか、又は掲示板で事務室への呼び出しを行いますので、帰寮したときは必ず確認してください。
- (3) 居室内での電話は、話し声等が隣室の迷惑にならないよう留意してください。

5. アルバイト

- (1) アルバイトをする場合は、舎監に伝えてください。また、寮の開門・閉門に支障をきたさないよう留意してください。

6. 共同生活上のルール

- (1) 基本的な生活習慣を身に付け、互いに快適な寮生活に資すること。
- (2) 寮室内の清潔、整頓に努めること。
- (3) 寮内では静粛に努めること。階段の昇降、戸の開閉、廊下での話し声等の生活音に配慮してください。22:00以降はなるべく他室を訪問しないこと。
- (4) 寮室の施錠は各自責任を持って行い、盗難等の発生したときは舎監に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 外出・帰寮の際は、玄関の在寮状況を各自表示すること。
- (6) テレビ、オーディオ機器の視聴は音量を下げてください。音の出る楽器の使用は禁止します。
- (7) 階段・廊下等共有スペースへの物品の放置はしないでください。
- (8) 寮内でのマージャン及び賭博行為、暴力行為の一切を禁止します。寮生同士の金銭の貸借も行わないこと。
- (9) 銃刀等や違法薬物などの所持・使用、化学薬品等の爆発性・発火性のあるものの保管・使用は禁止します。
- (10) 火災予防のため、石油ストーブ、こたつ、その他火気を持ち込まないでください。
- (11) 未成年者に飲酒・喫煙をさせないこと。また、未成年者でない場合でも強要しないこと。
- (12) 居室、共用スペースでの喫煙は禁止します。（指定場所のみ可）
- (13) 建物・設備・寮室内の改造はしないでください。
- (14) ゴミは分別のうえ、所定の場所に出してください。電化製品や粗大ゴミは有料となりますので各自対応してください。
- (15) 寮周辺は住宅地のため、大声で騒いだり、大きな物音等を出さないでください。

7. その他

- (1) 火災の発生、盗難その他の事故があった場合や、至急舎監に連絡し、指示に従ってください。
- (2) 防火、衛生施設の保全又は管理上必要が生じた場合、舎監及び関係者が居室に立ち入るときは、これに従ってください。
- (3) 消防署から防災訓練等の指示があった場合は、できる限り参加してください。
- (4) 非常口は非常時以外の出入りを禁止します。
- (5) ペット類の飼育はできません（熱帯魚、亀なども含む）。
- (6) 相部屋でテレビ・冷蔵庫などを置く場合は、同室の寮生にも一声かけてください。
- (7) 自治会活動にはできる限り参加してください。

8. 車両の使用

- (1) 自転車の持ち込みは1人1台とします。
- (2) 自動車、バイク、原動機付自転車の持ち込みは認めません。

9. 退寮時の手続き

卒業、退学、在寮期間が満了したときには退寮となります。

- (1) 在寮期間は『入寮許可通知書』に記載されている期間です。
- (2) 在寮期間中にやむを得ず退寮する場合は、舎監に報告の上、退寮予定日の10日前までに保護者連名の『退寮届』を提出すること。退寮日が月の中途の場合でも、寮費の返金はありません。
- (3) 入寮金は返金されません。

- (4) 年度途中で退寮する場合は、退寮する月の翌月から当該年度末までの月数（6月を限度とする）に賃貸料及び共益金の月額を乗じた金額を納入することとなります。（3月退寮の場合は不要）
- (5) 退寮の際は、居室及び備品について舎監の点検を受けること。万一破損、紛失があった場合は実費弁償となります。（転室時も同様に居室の点検を受けてください）

10. 退寮処分

次の各号に該当し寮生活に不相当と認めたときは、保護者又は保証人に連絡し、退寮処分又は入寮決定の取り消しを行います。

- (1) 休学したとき。
- (2) 寮費の納入を怠った場合
- (3) 無断で長期帰寮しないとき。
- (4) 学生寮の管理規程、寮則、法令又は社会的ルールに違反し、著しく他の寮生及び関係者に迷惑をかけた場合

11. 経費

項目	金額	内容
寮費 (月額)	賃貸料（相部屋）	5,200円 個室は10,300円
	共益金	16,000円
	食材費	16,500円 朝・夕2食 ※日曜日及び8月、3月は給食なし
	寮室内電気料金	2,000円
合計	39,700円	

12. その他の費用

項目	金額	内容
入寮金	30,900円	入寮時のみ（市外出身者は154,500円）
自治会費	12,000円	年1回
保護者会費	8,000円	年1回
寮室使用通信料	学生寮指定の通信会社と個別契約。	

13. 食材費及び寮室内電気料金の返還・追徴

- (1) 食材費 食事の3日前までに、あらかじめ申出をしたときは、その食事にかかる食材費を年度末に返還します。
- (2) 寮室内電気料金 毎月15日に検針します。実費分との差額は年度末に精算し、返還又は追徴します。

14. 施設概要について

所在地：〒214-0034 神奈川県川崎市多摩区三田二丁目1番地の19 いわき市潮学生寮

電話番号：044-911-3130（FAX兼用）

アクセス：小田急線生田駅下車 南口より徒歩5分

建物：鉄筋コンクリート造3階建

定員：63名（相部屋22室、個室19部屋）

室内備品：机、椅子、ベッド、本棚、エアコン、インターネット回線

共用設備：浴室、トイレ（各階）、食堂、学習室、洗濯室、物干し場、卓球室、放送設備、エアコン、消火設備

共用備品：洗濯機、乾燥機（有料）、掃除機、食堂用テレビほか